

令和2年4月23日

受注者各位

総務部契約検査課

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務委託の対応について

市内において新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことを受け、工事及び業務委託の対応を国及び県の対応に準じ、本市においても以下のとおりいたしますので、御理解・御協力をお願いいたします。

なお、対応期間については当面の間とし、今後の情勢により対応に変更が生じた場合には、改めてお知らせいたします。

#### 1. 工事等の一時中止や工期等の見直しについて

工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で工事等を継続することが困難となった場合の他、受発注者による協議によりその結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行います。なお、一時中止措置等を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど適切に対応します。一時中止の期間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ適切に設定を行います。

#### 2. 現場作業等における対策

新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられています。工事等においては、対象地域の内外を問わず、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、工事等に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要です。

特に、工事等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要があります。これらを踏まえ、工事等に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるよう適切な対応をお願いいたします。

### 3. 打合せ・検査等における対策

その他工事等の打合せ・検査等を行う場合は、最小限の人数で参加し、マスク着用等、感染予防対策の徹底を行うとともに、出席した全員の氏名を記録に残す等の対応をお願いいたします。また、工事等において、現場等の状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液等の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対策を徹底するとともに、全ての関係者等の健康管理に留意されるよう御協力をお願いします。

### 4. 感染時における対応

施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合はもとより、関係者等が発熱等の風邪症状や味覚障害等の何らかの体調不良を自覚したときは、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いいたします。